

I 労働福祉会館の使用制限（利用者数）の目安

警戒レベル	3（赤）	2（黄）	1（緑）	0（新生活様式）
施設名	次のいずれかに該当 ① 入院患者 10 人以上 ② 新規患者が 1 週間で 5 人以上 ③ 感染経路不明の新規患者が 1 週間で 3 人以上	次のいずれかに該当 ① 入院患者 5 人～9 人 ② 新規患者が 1 週間で 1 人～ 4 人 ③ 感染経路不明の新規患者が 1 週間で 1 人～ 2 人 ④ 福島県の緊急事態措置の休業要請	次の全てに該当 ① 入院患者 1 人～4 人 ② 新規患者 0 人が 2 週間継続 ③ 福島県の緊急事態の解除	次の全てに該当 ① 入院患者 0 人 ② 新規患者 0 人が 1 月間継続 ③ 福島県の緊急事態の解除
労働福祉会館	(利用者数) ・ 収容定員の半分以下 かつ ・ 50 人以下 (ホールについては 100 人以下)		(利用者数) ・ 収容定員の半分以下 かつ ・ 100 人以下	

II 感染拡大を予防するための工夫

施設区分	<b>労働福祉会館</b>
	・ 屋 内
	・ 1 か所に留まる利用
	・ 集会場
国の方針	・ 緩和・解除
※休止要請	・ あり
密接	・ 人と人との間隔（できるだけ 2m）、滞在時間の制限 ・ 入場退場等の密接場面の回避
密集	・ 入場人数の制限 ・ 四方を空けた席配置・展示配置の工夫
密閉	・ 頻繁な換気（窓開け、扇風機）
衛生対策・その他	・ マスク着用 ・ 大声での発生、歌唱や声援、近接した距離での会話等の制限 ・ 対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける ・ 入場時手指消毒（★手洗いも可） ・ 入場時の体調チェック ・ 共用物品・設備の消毒 ・ 従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散

